

		課 班 名	衛生環境課
業 務 名	6 医薬品等安全対策業務		
(管内の現状及び課題)			
1 医薬品等の安全確保 医薬品の販売制度が平成21年6月に改正され、リスク分類毎の陳列及び情報提供等の対応が必要である。今年度の6月からは改正薬事法が全面施行されることもあり、医薬品販売業者に対し、法令遵守の徹底を図るため監視指導を強化する。			
2 血液の安定確保 平成23年度は壱岐地区における献血目標を達成できた。献血者を安定的に確保するために壱岐市及び長崎県赤十字血液センターと連携して目標達成のため啓発活動を実施する。 (H14:90.3%、H15:97.5%、H16:85.7%、H17:93.0%、H18:94.0%、H19:107.6%、H20:109.3%、H21:107.9%、H22:94.3%、H23:112.2%)			
(対策及び本年度の目標)			
1 薬事法関係 医薬品販売業者に対し、期間を定め集中的に監視指導を行う。 一斉監視(8~10月)及び許可更新調査時(6、11月) 監視目標：100%(薬局14施設、医薬品販売業8施設)			
2 毒物及び劇物取締法関係 (1) 農薬危害防止運動期間中(6/1~8/31)に開催される農薬安全対策講習会(県農産園芸課主催)において「毒物及び劇物の取扱い」について講話する。また、期間中、登録業者(農業用品目)に対し監視指導を行う。 監視目標：50%(一般13施設、農業用品目5施設、特定品目1施設) (2) 警察署及び消防署と合同で危険物(毒物・劇物)運搬車両の指導取締りを行う(11月)。			
3 麻薬及び向精神薬取締法関係 (1) 取扱施設に対し監視指導を行う。特に、麻薬診療施設は、医療監視時(10~11月)に行う。 監視目標：50% (麻薬取扱施設数27施設) (2) 「不正大麻・けし撲滅運動」期間中(4/1~6/30)に自生けし等の早期発見について、周知及び抜去を行う。			
4 献血関係 (1) 献血目標(353.2L)の達成を目指す。 (2) 壱岐保健所地区献血推進連絡調整会議を開催し(6月)、壱岐市及び血液センターと連携して献血の推進を図る。 (3) 壱岐市献血推進協力会への支援を行う。			
5 薬物乱用防止対策 (1) 薬物乱用防止指導員協議会を開催(9月)し、関係協力団体及び指導員と連携して地域での啓発活動を行う。(「社会を明るくする運動」、各商工まつり等での街頭キャンペーン) (2) 要請に基づき、学校での薬物乱用防止教室での講話を行う。			
(本年度の主な事業内容と実施方針)			
1 薬事法関係 医薬品販売業者に対し、医薬品等の適正使用と安全確保のため、リスク分類毎の陳列及び情報提供の対応状況について監視指導を行う。			
2 毒物及び劇物取締法関係 毒物劇物による事故等を防ぐため毒物劇物販売業者に対し、施設の構造設備及び管理状況について監視指導を行う。			
3 麻薬及び向精神薬取締法関係 (1) 麻薬等に起因する事故防止のため取扱者(施設)に対し、管理状況について監視指導を行う。 (2) 不正大麻・けしの早期発見及び抜去を行う。			
4 献血関係 壱岐市及び血液センターと連携し、献血協力団体への協力を得て移動献血車による献血(7、1月)で目標の達成を目指す。			
5 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止指導員協議会の活動を中心に地域の特性に応じた啓発活動を実施する。			

業 務 名	7 廃棄物対策業務
<p>(管内の現状及び課題)</p> <p>1 一般廃棄物関係 (1) 壱岐市が設置する一般廃棄物処理施設が6施設ある。 (内訳)し尿処理施設:2、ごみ処理施設:1、資源化施設:2、最終処分場:1 (2) 一般廃棄物処理許可施設(民間)が2施設ある。(内訳)ごみ処理施設:2(木くずの破碎)</p> <p>2 産業廃棄物関係 (1) 産業廃棄物収集運搬業者:24業者(内 積み替え保管行為有:9) (2) 産業廃棄物処分業者(中間処理):12業者 (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者:2業者(内 積み替え保管行為有:1)</p> <p>3 不法投棄関係 不法投棄対策については、廃棄物適正処理推進指導員によるパトロールを実施し、不法投棄等の防止に努めているが、跡を絶たない状況である。 平成23年度 発見件数:94件、撤去件数:94件(撤去率:100%)</p> <p>4 浄化槽関係 浄化槽によるし尿及び生活排水の適正処理を周知し、生活環境の保全を図る必要がある。 不適正管理浄化槽数:51基(法定(11条)検査結果:不適正)(平成23年度) 改善済:39基(改善率:78.4%)(平成23年度)</p>	
<p>(対策及び本年度の目標)</p> <p>1 一般廃棄物関係 一般廃棄物処理施設に立入検査を実施し、施設の維持管理及び廃棄物の適正処理について、指導を実施する。立入目標数:6施設(6施設×1回/年)</p> <p>2 産業廃棄物関係 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に立入検査を実施し、適正処理の指導を実施する。 監視目標数:152件(38業者×4回/年)</p> <p>3 不法投棄関係 不法投棄対策については、パトロールを実施し、不法投棄等の防止、早期発見、撤去指導を実施する。 不法投棄撤去率:90%以上(重点事業として取り組む。)</p> <p>4 壱岐振興局建設部局と合同で建設リサイクル法に係るパトロールを実施する。 実施回数:年2回(5,10月)</p> <p>5 自動車リサイクル法関係許可業者(解体業:10、破碎業者:1)に立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。 立入目標数:11件(11業者×1回/年)</p> <p>6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定地区(4ヶ所)の巡回指導等を実施する。 巡回指導回数 週1回</p> <p>7 浄化槽関係 法定検査不適正の浄化槽設置者(管理者)に対して、随時文書指導並びに立入調査による指導を実施する。 目標改善率:80%</p>	
<p>(本年度の主な事業内容と実施方針)</p> <p>1 許可等事業者及び施設への立入検査・指導関係 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法関係業者への計画的な立入検査及び適正処理の指導を実施する。</p> <p>2 監視等パトロール関係 (1) 計画的な不法投棄パトロールを実施し、不適正処理の早期発見及び不法投棄物の撤去指導を実施する。 (2) 合同パトロール 不法投棄等監視合同パトロール(6月)を実施する。(海上保安署、警察署、壱岐市、県振興局建設部) 建設リサイクル法関係合同パトロール(5.10月)を実施する。(壱岐振興局建設部局)</p> <p>3 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定地区4ヶ所(原の辻遺跡文化遺産地区、鬼の窟古墳文化遺産地区、掛木古墳文化遺産地区、猿岩自然公園地区)について、ごみの投げ捨て等の防止及び喫煙禁止のため週1回のパトロールを実施する。</p> <p>4 浄化槽関係 法定検査不適正の浄化槽設置者(管理者)への改善指導を実施する</p>	

業 務 名	8 生活衛生対策業務							
(管内の現状及び課題)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
(1)生活衛生営業施設数 (H23年度末)								
	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	特定建築物	合計
施設数	86	21	53	73	14	1	6	254
(2)旅館業法及び公衆浴場法における許可施設において、レジオネラ属菌による感染症の発生予防の 為の自主検査並びに自主的な衛生管理が徹底されるよう立入検査等による指導強化を図る。								
2 温泉関係								
(1)当所管内は、温泉法に基づく温泉利用許可施設が17施設ある。								
(2)温泉利用許可施設はほとんどが旅館業あるいは公衆浴場であることから、旅館業法及び公衆浴場 法における許可施設への立入調査と併せて指導を実施する。								
(対策及び本年度の目標)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
(1)許可対象施設の立入を計画的に実施し、構造設備及び衛生管理について、監視指導を行う。 生活衛生営業施設監視目標：3年間で100%								
(2)旅館及び公衆浴場については、浴槽水等の維持管理の徹底について監視指導を行う。								
2 温泉関係施設監視								
温泉採取場所及び温泉利用施設に対し、監視指導を行い改正温泉法に関して周知し、温泉の掘削(増掘) 動力装置の設置、可燃性ガスに対する安全対策並びに温泉利用等許可申請等の手続きの適正化を図る。								
(本年度の主な事業内容と実施方針)								
1 生活衛生施設の衛生確保								
(1)理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館及び興行場に対し、衛生管理等について監視 指導を行う。								
(2)浴槽水の安全の確保のため、公衆浴場ならびに入浴施設を有する旅館への監視指導を実施する。								
2 特定建築物の衛生確保								
建築物の衛生的環境の維持管理状況について、随時、監視指導を行う。(施設数：6)								
3 水道施設の衛生確保								
(1)上水道及び簡易水道施設の維持管理状況について、監視指導を行う。								
(2)水道水源の水質調査{水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム(原虫)}を行う。								
4 遊泳用プールの衛生管理								
施設の安全管理及び水質等の衛生管理状況について、7～8月に監視指導を行う。								
5 衛生優良店の公示								
営業施設の衛生管理の向上推進のため「長崎県衛生優良店公示要綱」に基づき、営業施設の調査を行い 審査会を開催し、衛生優良店として表彰する。								
6 温泉関係								
温泉採取場所及び温泉利用施設に対し、監視指導を行い、法令に基づく手続きの適正化を図る。								

課 班 名	衛生環境課
-------	-------

業 務 名	9 環境保全対策業務
-------	------------

(管内の現状及び課題)

- 1 環境監視
 - (1) 大気汚染
 - 光化学オキシダントの注意報の発令状況 H21：1回(5/8)、H22：1回(5/8)、H23：0回
 - (2) 公共用水域
 - 3 海域、2 河川については、環境基準を達成している。ただし、幡鉾川については、平成17～19年度と環境基準(BOD:3.0mg/L)を超過し、水質汚濁防止対策のため関係機関が連携して対策の推進を図るため、平成20年度に幡鉾川水質汚濁調査会議を立ち上げた。その後、平成20～23年度は環境基準を達成したが、予断を許さない状況が続いている。(H23年度：3.0)
- 2 工場・事業場監視指導(対象施設数)
 - (1) 大気汚染防止法関係
 - ばい煙発生施設：23施設、粉じん発生施設：18施設
 - (2) 水質汚濁防止法関係：特定事業場：306施設
 - (3) ダイオキシン類対策特別措置法関係：特定施設：3施設

(対策及び本年度の目標)

- 1 環境監視
 - (1) 公共用水域
 - 河川2地点、海域3地点において、公共用水域の環境基準の達成状況について、定期的に水質調査を行う。
 - 4 海水浴場において、遊泳前及び遊泳中に調査し、水質判定を行う。
- 2 工場・事業場監視指導(目標監視率)
 - (1) 大気汚染防止法関係(50%)
 - (2) 水質汚濁防止法関係
 - 排水基準適用特定事業場：100%
 - 排水基準適用外特定事業場：20%
 - (3) ダイオキシン類対策特別措置法関係(100%)
- 3 壱岐市地球温暖化防止対策協議会への協力・支援を行う。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 環境監視
 - (1) 大気汚染
 - 光化学オキシダント注意報発令の場合、早急に関係機関(壱岐医師会および壱岐市民病院)に情報を発信する。
 - (2) 公共用水域
 - 公共用水域(河川2地点、海域3地点：年6回 ただし、幡鉾川は12回)
 - 海水浴場：4ヶ所(2回)
 - 幡鉾川水質汚濁調査会議：関係機関との対策等の共有を図るため会議を引き続き開催する。
- 2 工場・事業場監視指導
 - 大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業場の監視指導を行う。
- 3 壱岐市地球温暖化防止対策協議会への協力・支援
 - (1) 年3回の地球温暖化防止教室(瀬戸・田河小学校)
 - (2) いきのしま地球温暖化防止キャンペーン(9月)

業 務 名	10 食品衛生対策業務				
(管内の現状及び課題)					
1 食品関係施設(平成23年度末現在)					
業 種	施設数	業 種	施設数	業 種	施設数
法律対象施設		食肉販売業	80	条例対象施設	
飲食店営業	345	食肉製品製造業	1	魚介類加工業	95
菓子製造業	61	食用油脂製造業	1	魚介類販売業	4
魚介類販売業	83	みそ製造業	4		
魚介類せり売営業	3	醤油製造業	1	小 計	99
魚肉ねり製品製造業	7	ソース製造業	1	学校給食施設	9
食品の冷凍冷蔵業	8	酒類製造業	8	病院等給食施設	10
喫茶店営業	15	豆腐製造業	8	事業所等給食施設	11
あん類製造業	3	納豆製造業	1	その他給食施設	1
アイスクリーム類製造業	7	めん類製造業	4		
乳類販売業	131	そうざい製造業	32		
食肉処理業	4	清涼飲料水製造業	2		
		氷雪製造業	2		
		小 計	812	小 計	31
				合 計	942
2 食中毒発生の未然防止 管内において、平成23年度、食中毒事件の発生はなく、本年度も発生0件を目指す。					
(対策及び本年度の目標)					
1 平成24年度長崎県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び収去検査の実施 監視指導計画件数 836件 収去検査計画件数 100件					
2 食中毒発生防止を目的として、旅館等の宿泊施設及び飲食店に対する重点的な監視					
(本年度の主な事業内容と実施方針)					
1 食品営業施設等の許認可及び監視指導 (1) 食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例(以後、条例)に基づき、許可基準等について事前指導を行い、許可処理業務を行う。 (2) 食品営業施設等の監視目標を設定し、計画的に実施する。 監視対象 ・食品衛生法及び条例に基づく許可施設 ・上記許可施設以外の食品営業施設及び集団給食施設 監視重点項目 ・条例に基づく管理運営基準の遵守 ・収去検査等による検証及び指導					
2 食中毒防止対策及び食品衛生思想の啓発 (1) 春期、夏期及び年末における食品等の一斉取締り (2) 食中毒注意報発令時における関係機関への注意喚起 (3) 食品衛生指導員との巡回指導及び食品衛生週間における広報パレード等の食品衛生啓発事業の実施 (4) 食品衛生責任者講習会及び各種衛生講習会への講師派遣					

業務名	1 1 狂犬病予防対策業務・動物愛護管理対策業務								
(管内の現状及び課題)									
1 狂犬病予防事業実施状況(平成23年度実績)									
登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	引取犬回収頭数	犬処分頭数	咬傷犬届出数	引取猫回収頭数	猫処分頭数
1,456	91	836	59	4	58	113	0	91	91
<p>(1) 狂犬病の発生を予防し、犬等の動物による人的危害・財産侵害を防止するために野犬等の捕獲を行っており、捕獲頭数は年々減少しているが、咬傷事故等の恐れがある野犬のうろつき等の苦情相談は多い。</p> <p>(2) 動物愛護の観点から、飼い犬等の安易な遺棄、あるいはそれに伴う野犬の増加を防ぐ目的で、やむを得ず飼育できなくなった犬・猫の引取を行い、飼い主に対する適正飼育等を啓発している。犬及び猫の引取頭数については、年々減少傾向にあるが、経済的な理由等から避妊措置ができずに生まれたばかりの子犬・子猫の引取事例が多い状況である。</p>									
(対策及び本年度の目標)									
<p>1 動物愛護イベント等により適正飼育等の普及啓発を行う。(重点事業として取り組む。)</p> <p>2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、保護動物(所有権不明の生後91日未満犬および猫、あるいは負傷した愛玩動物)について、壱岐市と連携し、公示等による返還等の機会を拡大する。</p> <p>3 動愛法に基づき飼えなくなった犬及び猫の引取りを有料で行い、動物の飼養継続、第三者への譲渡及び不妊、去勢の措置がなされるよう指導及び助言の徹底を図り、処分頭数の減少を目指す。</p> <p>4 動物愛護推進協議会を設立し動物愛護思想の普及啓発を図る。</p>									
(本年度の主な事業内容と実施方針)									
<p>1 狂犬病予防対策事業</p> <p>(1) 壱岐市と連携し、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射実施の推進</p> <p>(2) 壱岐市と連携した野犬及び違反犬捕獲業務の実施</p> <p>(3) 咬傷事故調査及び再発防止のための指導</p> <p>2 動物の愛護及び管理事業</p> <p>(1) 壱岐市と連携し、不適正飼養者の指導</p> <p>(2) 動愛法改正に基づく動物取扱業者の監視指導</p> <p>(3) 動愛法に基づき犬及び猫の引き取りを有料で実施し、適正飼養の指導・助言</p> <p>(4) 迷い犬、保護犬の飼い主捜しのための情報提供</p> <p>(5) 里親登録制度の推進</p> <p>(6) 動物愛護推進協議会の設置(重点事業として取り組む。)</p>									